三号から第六号まで及び第八号、第六十六条、第六十七条、第七十一条、第七十三条第一項第二号から第四号まで、第二項及び第三項、第七十六条から第七十六条の四まで、第七十六条の六、第七十六条の八から第八十六条まで、第八十八条、第九十条から第九十二条まで、第九十四条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第二項、第百一条、第百二条、第百六条、第百八条、第百十一条、第百十四条から第百十七条まで並びに第百十八条第二項、第五項及び第六項を除く。）	第六十五条、第七十六条の五、第七十七条、第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第九十三条（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第百十条前段	第八十九条第一項
第六十三条第一項	、第六十五条又は第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）	又は第八十九条第一項
第六十六条	付記登記	事業性融資の推進等に関する法律第二百二十条に規定する付記登記
第八十九条第一項	抵当権	企業価値担保権
第百五十七条第六項	不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十三条において準用する不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）
	不動産登記法第百五十七条第二項	事業性融資の推進等に関する法律第二百二十三条において準用する不動産登記法第百五十七条第二項

（申請情報等）

第十四条　企業価値担保権の登記の申請をする場合又は法第百九十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第十七条において同じ。）の規定による企業価値担保権の実行手続に関する登記の嘱託をする場合に登記所に提供しなければならない準用不動産登記法第十八条（準用不動産登記法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める情報は、次に掲げる事項（当該嘱託をする場合にあっては、第一号、第五号から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に限る。）とする。

一　申請人の氏名若しくは名称及び住所又は嘱託者の氏名

二　申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の名称及び住所並びに代位原因

五　登記の目的

六　登記原因及びその日付

七　企業価値担保権設定者の名称及びその本店の所在場所

八　第四号及び次号に規定する場合を除き、申請人が登記権利者又は登記義務者でないとき（準用不動産登記法第六十四条第一項又は第八十九条第一項の規定による申請をする場合にあっては、企業価値担保権者でないとき）は、登記権利者、登記義務者又は企業価値担保権者の名称及び住所

九　準用不動産登記法第六十二条の規定により登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ　申請人が登記権利者、登記義務者又は企業価値担保権者の一般承継人である旨

ロ　企業価値担保権者となる登記権利者の一般承継人が申請するときは、登記権利者の名称及び一般承継の時における住所

十　登記の目的である企業価値担保権の消滅に関する定めがあるときは、その定め

十一　準用不動産登記法第二十二条ただし書に規定する場合に該当するときは、同条ただし書に規定する理由

十二　前各号に掲げるもののほか、別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき又は嘱託するときは、同表の当該各項の申請情報又は嘱託情報欄に掲げる事項

（不動産登記令の準用）

第十五条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条（第一号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第四条本文、第八条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第五項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条（第三号及び第五号を除く。）並びに第二十二条（相続に係る部分を除く。）から第二十六条までの規定は、企業価値担保権に関する登記（法第二百十六条に規定する企業価値担保権に関する登記をいう。別表において同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一号	法第二十二条本文	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百二十三条において準用する法（以下「準用不動産登記法」という。）第二十二条本文
	次章	次章の規定、事業性融資の推進等に関する法律施行令第十六条若しくは第十七条
第二条第七号	法第十六条第一項	準用不動産登記法第十六条第一項
	法第十八条	準用不動産登記法第十八条
第二条第八号	法第五十九条第八号	準用不動産登記法第五十九条第八号
第四条本文	不動産	債務者（事業性融資の推進等に関する法律第六条第一項に規定する債務者をいう。第二十条において同じ。）
第八条第一項	法第二十二条	準用不動産登記法第二十二条
第八条第一項第六号	質権又は抵当権	企業価値担保権